

## ご加入資格、ご加入手続きについて

### ▶ 就業不能時あんしん保険のご加入資格

本保険にご加入いただける方は、りそな銀行もしくは埼玉りそな銀行と金銭消費貸借契約を締結するりそな女性向け住宅ローン「凜next」ご利用者のうち、下記に該当する方となります。

※連帯債務の場合は、主たるローン債務者（ローン返済口座の名義人である女性）1名を被保険者とします。

- ①融資実行日または保険加入承諾日現在、満20歳以上、満65歳以下の方。（ただし加入後は最長満71歳に到達するまで継続加入することができます。）
- ②ご加入の際健康である方。（過去の傷病歴等により、ご加入いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

### ▶ 就業不能時あんしん保険のご加入手続き

#### 1 「加入依頼書兼告知書(りそな女性向け住宅ローン「凜next」専用)」の提出

ローン申込関係書類と一緒に、「加入依頼書兼告知書(りそな女性向け住宅ローン「凜next」専用)」をご提出ください。

<告知の大切さについてのご説明>

告知書はお客さまご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

※告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受取りいただけない場合があります。

※加入依頼書兼告知書に添付の「重要事項等説明書 注意喚起情報 2.告知義務等（契約締結時における注意事項）」を必ずお読みください。

#### 2 加入諾否について

- 告知事項1～3について、いずれも「いいえ」と記入された方 ⇒ 書類不備がなければそのままご加入いただけます。
- 告知事項1・3について、いずれか1つでも「はい」と記入された方 ⇒ ご加入いただけません。
- 告知事項2について、「はい」と記入された方 ⇒ 後ほど加入の諾否をご通知します。内容によってはご加入いただけない場合があります。

#### 3 加入者カード(加入者証)について

損保ジャパンが本保険契約を承諾した場合に限り、加入依頼書兼告知書の④お申込控が加入者証となりますので、大切に保管してください。

※改姓・住所変更の際は、りそな銀行、埼玉りそな銀行の返済口座に対する変更届出内容に基づき加入者カードを再作成の上、引受保険会社よりお客さま宛に送付いたします。

※改姓・住所変更の際は、りそな銀行、埼玉りそな銀行にご連絡ください。

### ▶ ご注意

- このパンフレットは「団体就業不能信用補償保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、加入依頼書兼告知書に添付の重要事項等説明書を必ずご覧ください。
- 本保険は、りそな銀行または埼玉りそな銀行※を保険契約者とする団体契約であり、ワーキングオフの対象とはなりません。  
※りそな銀行、埼玉りそな銀行のうち、お申込人が実際に所定のローンをお借入れになったいずれかの銀行が保険契約者となります。

### お問合せ先

**万一、事故にあわれたら** 事故にあわれたら、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

損害保険ジャパン株式会社  
事故サポートセンター

●おかけ間違いにご注意ください。

**0120-727-110** [24時間 365日対応]

### お問合せ先(商品内容・事故などの連絡窓口)

**りそな銀行 埼玉りそな銀行** ジェイアンドエス保険サービス株式会社

本商品のお問合せ、事故のご連絡は、下記ジェイアンドエス保険サービスまでご連絡ください。

ジェイアンドエス保険サービス株式会社  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 J&Sビル

【契約内容のご照会先】 TEL:03-3668-1228

【事故のご連絡先】 TEL:0120-681-287 FAX:03-3667-3075

**損害保険ジャパン株式会社**

金融法人第二部 営業第三課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
損保ジャパン日本橋ビル4階  
TEL:03-3231-3667 FAX:03-6860-2713  
受付時間 月～金/9:00～17:00  
(12月31日～1月3日、祝日、振替休日を除きます)

★この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

SJ22-11640 2023年3月1日

2023年3月1日以降ローン実行用

りそな女性向け住宅ローン「凜next」専用

## 就業不能時あんしん保険のご案内



保険料はりそな銀行または  
埼玉りそな銀行が負担いたしますので、  
お客さまのご負担はありません。

地震・噴火またはこれらによる津波を  
原因とした身体障害による就業障害  
も補償する天災危険補償特約セット

### ご注意ください

この「就業不能時あんしん保険」は、りそな女性向け住宅ローン「凜next」をご利用のお客さまに、保険料のご負担なくご加入いただくものですが、ローンお借入時の告知内容（健康状態など）により、ご加入いただけない場合もありますのであらかじめご了承ください。



**りそな銀行 埼玉りそな銀行**

引受幹事保険会社



**損害保険ジャパン株式会社**

予期せぬ病気や事故でローン債務者が死亡または所定の高度障害になられた場合、団体信用生命保険で残りの債務が支払われますが、もし長期の入院を余儀なくされたら・・・この保険は、**りそな女性向け住宅ローン「凛next」**をお借入れのお客さまに、そんな時の月々のローン返済をサポートいたします。

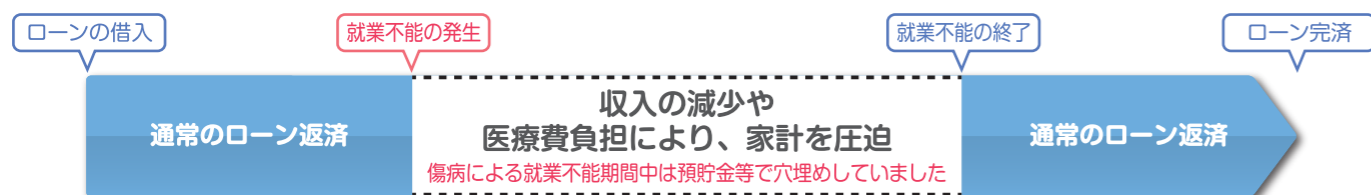
## 就業不能時あんしん保険の特長

※保険金のお支払方法等重要な事項は、就業不能時あんしん保険加入依頼書兼告知書(以下、加入依頼書兼告知書)に添付の重要事項等説明書を、必ずご確認ください。

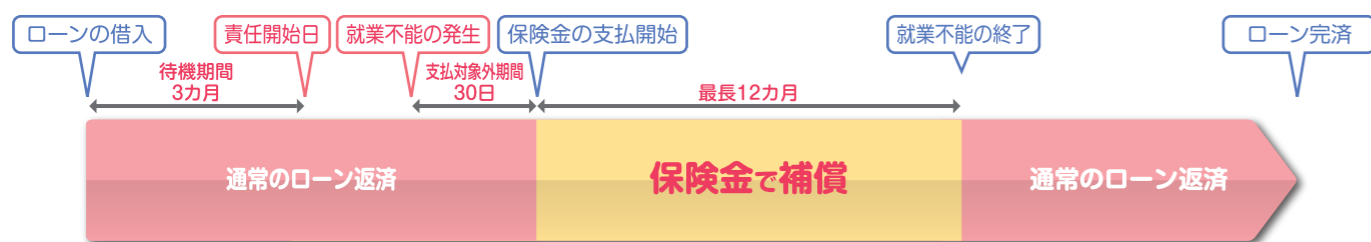
- 1 お客さまの保険料負担はありません**  
本保険の保険料は、りそな銀行もしくは埼玉りそな銀行が負担しますので、お客さまのご負担はありません。  
※りそな銀行、埼玉りそな銀行のうち、お申込人が実際に住宅ローンをお借入れになるいずれか一方の銀行が保険契約者となり、保険料を負担します。
- 2 就業不能時のローン返済額を保険金でカバー**  
毎月の返済額(ボーナス返済を含みます。)と同額のローン返済月額を保険金としてお支払いしますので、確実なローン返済にお役立ていただけます。
- 3 最長12カ月の補償**  
病気・ケガにより30日を超える就業不能(入院(医師の指示による自宅療養を含みます。))が継続した場合に、31日目以降の期間について最長12カ月間保険金をお支払いします。
- 4 地震などの天災事故による入院も補償**  
天災危険補償特約付きですので、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とした身体障害による就業不能※1が発生した場合も保険金をお支払いします。  
※1 被保険者(ローン債務者)が身体障害(病気またはケガ)を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなかった状態(具体的には入院していること、もしくは医師の指示に基づき自宅療養していることを指します。)をいいます。なお、午前中は医師の指示により会社を休み、午後は出社する等の場合は、「いかなる業務にも全く従事できない状態」にあたりません。また、被保険者が死亡した後は、就業不能とはいいません。

## 就業不能時あんしん保険のイメージ

就業不能時あんしん保険未加入の場合



就業不能時あんしん保険(基本)の概要



## 就業不能時あんしん保険の補償内容

- 1 保険対象期間**  
融資実行日の属する月の翌月1日から起算して、待機期間(注)が終了した日の翌日から脱退事由に該当する日まで。  
(注) 待機期間は3カ月となります。  
※脱退事由の詳細は、加入依頼書兼告知書に添付の重要事項等説明書 契約概要 6.脱退事由、および 注意喚起情報 7.脱退と中途脱退時の返れい金等をご参照ください。  
【例】 1/15融資実行の場合、2/1から3カ月(待機期間)が経過した5/1から保険対象期間となります。
- 2 支払対象外期間**  
30日間(病気・ケガによる就業不能期間が30日以内の場合は保険金のお支払対象とはなりません。)
- 3 対象期間**(支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険金お支払いの限度となる期間)  
1回の事故について最長12か月
- 4 保険金額**  
就業不能である期間(入院・医師の指示による自宅療養である期間)1か月につき、ローン返済月額※とします。  
※ローン返済月額とは、毎月返済額(ボーナス返済額の加算がある月はそれを含みます。)をいい、保険金月額は、月100万円を限度とします。

## 保険料

お客さまのご負担はありません。(りそな銀行もしくは埼玉りそな銀行が負担します)

## 保険金のお支払方法

ご加入者の就業不能に際して引受保険会社よりお支払いする保険金は、原則就業不能期間終了後(業務復帰後)に一括して、お客さまの住宅ローン返済口座にお支払いします。  
待機期間経過以降に就業不能となり、支払対象外期間を経過後にローン返済日が到来した場合、ローン返済月額をお支払します。

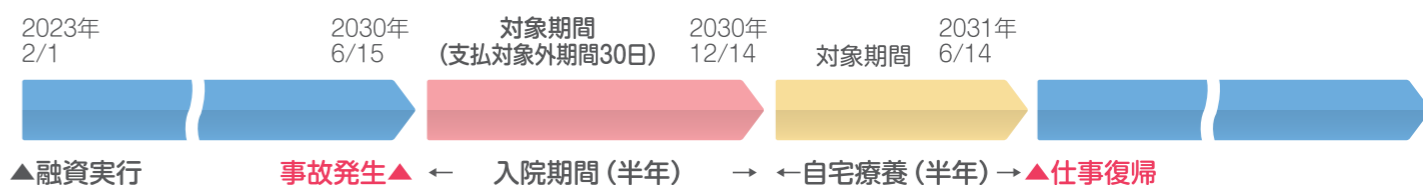


### 保険金の分割払いに関して

就業不能にかかる保険金は、原則就業不能期間終了時に一括してのお支払いとなりますが、ご加入者から個別にお申し出いただくことで、就業不能が継続している期間中においても1か月単位の分割払でご請求いただくことも可能です。  
ただし、保険金ご請求の際には都度診断書等の保険金請求書類一式が必要となり、**取得にかかる費用はご加入者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。**

## 保険金のお支払例

ご契約の条件	ローン契約内容	保険金月額
●ローン返済期間30年	●毎月返済額	●6月・12月 300,000円
●ボーナス返済の加算額(6月、12月)	240,000円	●6月・12月以外 60,000円



【事故の内容】	【支払保険金】
脳こうそくにより2030年6月15日から半年間入院、退院後2031年6月14日まで医師の指示により半年間自宅療養し、仕事に復帰。	①2030年6月15日～2030年7月14日(支払対象外期間) ②2030年7月15日～2031年6月14日(11か月) ローン返済月額60,000円×11か月+ボーナス返済額の加算240,000円 <b>お支払保険金合計額 900,000円</b>

(注)うつ病等の精神病性障害はお支払いできません。(詳しくは下記の保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。)

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
  - ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
  - ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為※1を除きます。)、核燃料物質等によるもの
  - ⑤ 妊娠、出産、早産または流産
  - ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見※2のないもの
  - ⑦ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これとして生じた就業不能
  - ⑧ 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転
  - ⑨ 発熱等の他覚的症候群のない感染 など

※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。